　　　　　　　　三条市高齢者日常生活用具貸借契約書　　　　　【福祉電話】

　貸付人三条市（以下「甲」という。）と借受人　　　　　 　 　　　　　（以下「乙」という。）

との間に三条市高齢者生活支援事業実施要綱に基づき、次の条項により日常生活用具（以下「用具」という。）の貸借契約を締結する。

（貸与物件）

第１条　甲は、次に掲げる用具を乙に無償で貸与する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 生活用具 | 規　　格 | 数量 |
| 福祉電話 |  | １ |

（貸与期間）

1. 甲が用具を貸与する期間は、乙が引渡しを受けた日から、当該用具を使用する対象者が用

　具の貸与対象者でなくなるか、又は用具を必要としなくなるまでの間とする。

　（使用上の注意）

1. 乙は、常に善良な管理の注意をもって貸与された用具の維持管理をしなければならない。

２　乙は、当該用具を他の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保にしてはならない。

　（届出）

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに甲に申し出て、その指示に従わな

ければならない。

1. 用具の全部又は一部をき損し、又は滅失したとき。
2. 乙及び対象者の住所又は氏名の変更があったとき。
3. 用具の貸与対象者に該当しなくなったとき。
4. 対象者が用具を必要としなくなったとき。

　（返還）

第５条　甲は、乙が本契約の条項に違反したときは、用具の返還を命ずることができる。

　上記契約の締結を証するために、本契約書２通を作成し、各自１通を保有する。

　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　 甲　貸付人　三条市旭町二丁目３番１号

　　　　　　　　　　　　　　　三条市

　　　　　　　　　　　　　　　代表者　三条市長

乙　借受人　住所　三条市

　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　 　　 ㊞

　　　　　　三条市高齢者日常生活用具貸借契約書　　　　　【福祉電話】

　貸付人三条市（以下「甲」という。）と借受人　　　　　 　 　　　　　（以下「乙」という。）

との間に三条市高齢者生活支援事業実施要綱に基づき、次の条項により日常生活用具（以下「用具」という。）の貸借契約を締結する。

（貸与物件）

第１条　甲は、次に掲げる用具を乙に無償で貸与する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 生活用具 | 規　　格 | 数量 |
| 福祉電話 |  | １ |

（貸与期間）

第２条　甲が用具を貸与する期間は、乙が引渡しを受けた日から、当該用具を使用する対象者が用

　具の貸与対象者でなくなるか、又は用具を必要としなくなるまでの間とする。

　（使用上の注意）

第３条　乙は、常に善良な管理の注意をもって貸与された用具の維持管理をしなければならない。

２　乙は、当該用具を他の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保にしてはならない。

　（届出）

第４条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに甲に申し出て、その指示に従わな

ければならない。

1. 用具の全部又は一部をき損し、又は滅失したとき。
2. 乙及び対象者の住所又は氏名の変更があったとき。
3. 用具の貸与対象者に該当しなくなったとき。
4. 対象者が用具を必要としなくなったとき。

　（返還）

第５条　甲は、乙が本契約の条項に違反したときは、用具の返還を命ずることができる。

　上記契約の締結を証するために、本契約書２通を作成し、各自１通を保有する。

　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　 甲　貸付人　三条市旭町二丁目３番１号

　　　　　　　　　　　　　　　三条市

　　　　　　　　　　　　　　　代表者　三条市長

乙　借受人　住所　三条市

　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　 　　 ㊞